

新産業団地（向本折地区）基本設計業務仕様書

1. 業務名

新産業団地（向本折地区）基本設計業務

2. 業務目的

小松市では、令和5年度末に事業完了した「安宅新産業団地」の大規模分譲地が即座に完売したため、北陸新幹線敦賀延伸（小松駅開業）やアフターコロナの経済活動の本格的な再開の動きを見据えて、令和6年度には次期の新産業団地予定地である向本折地区の現地測量および事業区域内の物件調査等を実施することで、今後の企業動向の受け皿づくりとして大型企業誘致や地元企業の業務拡大に対応できる新たな新産業団地造成に向けて取り組んでいる。

本業務は、新産業団地（向本折地区）の事業化にあたり、都市計画法および土地区画整理法に係る諸手続きを具体的な数値的根拠を整理した上で計画的に進めるとともに、将来の企業誘致に際し、より効果的な公共施設配置計画を検討するべく、新産業団地整備予定地の現地測量結果等を踏まえた基本設計業務（道路設計、整地設計、用排水路設計（雨水排水協議含む）、公園緑地設計、インフラ施設設計、防火水槽設計、概算数量算出、概算事業費算出）を実施することを目的としている。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

4. 委託上限額

47,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務内容

基本設計のため、次の業務を行うものとする。

(1) 総合基本設計

施行地区の地形を把握した上で、公共施設等の細部計画図及び土地利用計画図（市街化予想図）及び土地利用面積一覧表を作成する。

ア 施設別設計の総合図

イ 土地利用計画図（市街化予想図）

ウ 土地利用面積一覧表

(2) 道路設計

施行地区の地形を把握した上で、平面線形・縦断線形の検討、平面立体交差計画の検討を行い、道路計画図・横断図・標準構造図を作成する。

なお、（都）城南村松線と交差する（都）空港東山線の交差点計画において、新産業団地整備後の推計交通量を基に適正な配分交通量を設定し、滞留長や付加車線等の横断計画

等を検討するとともに、都市計画変更を要する場合は、速やかに監督員に報告する。

- ア 平面線形（計画道路図（設計図）の作成）
- イ 縦断線形（縦断線形の計画）
- ウ 横断図（横断図の構成）
- エ 標準構造図（標準構造図（各幅員別）の作成）
- オ 平面・立体交差計画（信号施設等を考慮した計画図の作成）

(3) 整地設計

施行地区の地形を把握した上で、粗造成計画を実施し、雨水流出増への対策検討、暫定調整池の検討、法面擁壁計画の検討、土量計画・土量移動計画の検討を行う。

また、本業務と並行して実施する土質調査業務の各種試験結果を踏まえ、造成時に必要となる軟弱地盤対策工法等の検討も整理する。

- ア 粗造成計画（現況の地形や制約を活かした粗造成の計画）
- イ 防災・自然保護の検討（雨水流出増への対策検討及び暫定調整池等の検討）
- ウ 法面擁壁計画（土質・擁壁工等と勾配の検討）
- エ 標準構造物（標準構造物の検討）
- オ 土量計画（切土・盛土のバランス検討）
- カ 土量移動計画（土量移動計画の検討）

(4) 用排水路設計

施行地区の地形を把握した上で、排水区域設定・処理方式の検討、流量計算（雨水）の検討、水路計画及び調整池計画の検討を行う。

なお、（都）城南村松線の雨水調整池計画とも調整を要するため、新産業団地における公共施設専用雨水調整池の配置計画や水路構造等については、慎重に検討する。

また、（都）城南村松線の事業スケジュールを適宜確認した上で、新産業団地整備が先行する場合の水路および雨水調整池の接続方法等についても検討する。

- ア 排水区域の計画（計画排水区域の検討）
- イ 処理方式の検討（排水路及び調整池等の処理方式の検討）
- ウ 流量計算（雨水）（流量計算（雨水）の検討）
- エ 水路計画（水路計画図の作成）
- オ 調整池計画（調整池計画図の作成）

(5) 公園緑地設計

施行地区の地形を把握した上で、公園緑地内の土地利用計画の検討、施設計画の検討を行う。

- ア 公園緑地内の土地利用計画（公園緑地内の土地利用計画の検討）
- イ 施設計画（施設計画図の作成）

(6) インフラ施設設計

施行地区の地形を把握した上で、上水道施設計画の検討、電力通信ガス施設計画の検討を行う。

また、本業務と並行して実施する配水管網解析業務の解析結果を踏まえた上で、上

水道管理者と適宜調整し、上水道施設の配置計画等について検討する。

ア 上水道施設計画（上水道施設計画の検討）

イ 電力通信ガス施設計画（電力通信ガス施設計画の検討）

(7) 防火水槽設計

施行地区の地形を把握した上で、上水道施設計画と調整した消防水利施設配置計画の検討、本業務と並行して実施する土質調査業務の各種試験結果を踏まえた施設計画の検討を行う。

ア 消防水利施設配置計画（消防水利施設配置計画の検討）

イ 施設計画（施設計画の検討）

(8) 概算数量および概算事業費の算出

施行地区の地形を踏まえた各公共施設計画に基づき、概算数量を計算し、公表されている市場単価や積算基準等に基づき、概算事業費を算出する。

(9) 関係機関協議及び協議資料作成

基本設計を進めるにあたり、以下の関係機関と適切に協議を実施する。

- ・近畿中部防衛局：国有地の取扱い、小松基地との調整（レーダー、無線への影響等）
- ・北陸財務局、北陸農政局：国有地の取扱い等
- ・国土交通省大阪航空局：小松空港との調整（レーダー、無線への影響等）等
- ・国土交通省金沢河川国道事務所：公共残土受入（土量、スケジュール等）等
- ・石川県：（都）城南村松線との調整、事業認可事前協議、雨水排水協議等
- ・石川県公安委員会：交差点協議、道路計画、安全施設等
- ・小松市関係課：まちデザイン課、道路課、内水対策室、緑花公園課、建築住宅課
商工労働課、農業水産課、環境推進課、農業委員会
管財課、総務課、空港・基地政策課
上下水道建設課、上下水道管理課、埋蔵文化財センター、消防本部
- ・道路占用户：北陸電力送配電㈱、西日本電信電話㈱、小松ガス㈱
- ・地元関係者：向本折土地地区、向本折地区協議会、加賀三湖土地改良区

(10) 基本設計概要書の作成

各公共施設計画を踏まえて、基本設計概要書を作成する。概要書には、イメージパースを取り入れる等して、対外的な説明資料等に使用できる内容を整理する。

(11) 業務報告書の作成

本業務において検討した結果をとりまとめた業務報告書を作成する。

(12) 打合せ協議

打合せ協議は、業務契約期間中5回程度の実施を想定している。ただし、業務などの内容及び進捗具合により必要に応じて追加実施を行う場合がある。なお、打合せ協議を行った際はその都度、議事録を作成する。

(13) その他

この仕様書に定めるもののほか、業務に必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

6. 統括責任者及び担当者

- (1) 統括責任者には、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、土地区画整理事業に関する業務（基本構想又は基本計画の策定、あるいは基本設計又は実施設計に関する業務）の経験を有する者を配置する。
- (2) 本業務の統括責任者は、参加表明書の提出時に添付した統括責任者予定者の経歴書（様式3）及び企画提案書の提出時に添付した業務実施体制調書（様式7）に記載した配置予定の統括責任者でなければならない。
- (3) 配置する担当者は原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾の上、同等以上の担当者と変更することができるものとする。

7. 業務計画書の作成

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書（任意様式）を作成し市に提出する。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載する。
 - ① 業務概要
 - ② 業務実施方針
 - ③ 業務工程
 - ④ 業務実施体制 ※プロポーザル実施時に提出したものでも可。
 - ⑤ 打合せ計画
 - ⑥ 使用する主な資料等
 - ⑦ 緊急時を含む連絡体制
 - ⑧ その他必要とするもの
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにした上で、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出する。

8. 資料の貸与及び返還

市は、業務の遂行上必要とされる場合、受託者に資料等を貸与するが、本業務の完了後は速やかに返却する。なお、貸与する資料等について、受託者はその重要性を十分に認識した上で、破損、紛失等のないように取り扱い、管理する。その他業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集するこ

9. 成果品

- (1) 成果品の仕様、数量等については、以下のとおりとする。

成果品目		数量
1	業務完了報告書（概要書含む）に係る電子データ及び紙媒体（A4版）	2部
2	その他本業務により収集した資料	1部

(2) その他、データの作成や提出にあたっては、以下のことに留意する。

ア 電子データについては、汎用性が高く、共有化及び修正ができるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成する。

イ 電子データについては、イラストレーター、フォトショップ等の印刷製本に適した形式もあわせて提出する。

ウ 外字は極力使用しないものとするが、やむを得ず使用する場合は市の承認を得て使用する。

エ 成果品の納品場所は、小松市都市創造部特定プロジェクト推進室とする。

10. 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立会いの上、市の検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行なうものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

11. 成果物の帰属

業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

12. 守秘義務

(1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

(2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を、受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要がある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

13. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議の上、市の指示に従うものとする。

14. その他

(1) 業務の遂行にあたっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行する。

(2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。

(3) 受託者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。

15. 参考資料

(1) 業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ア 都市計画法
- イ 土地区画整理法
- ウ 土地区画整理法施行令、同施行規則
- エ 土地区画整理事業運用指針（国土交通省都市局 令和 6 年 4 月）
- オ 土地区画整理事業運用指針解説（国土交通省都市局市街地整備課 平成 13 年 12 月）
- カ 土地区画整理法令要覧（国土交通省都市局市街地整備課 平成 25 年 3 月）
- キ 国土交通省土地区画整理事業測量作業規程（改訂版）（公益社団法人 街づくり区画整理協会 平成 25 年 3 月）
- ク 土地区画整理事業実務標準改訂版-第 6 版-（公益社団法人 街づくり区画整理協会 令和 6 年 4 月）

(2) 業務遂行にあたり、下記に掲げる設計図書を貸与するものとする。

- ア 令和 4 年度小松市新産業団地適地調査実施業務委託
- イ 令和 5 年度新産業団地候補地調査基本計画策定業務（西部地域）
- ウ 令和 6 年度新産業団地（向本折地区）測量業務
- エ その他監督員が特に認めるもの